

平成 28 年 5 月 30 日

## ご 連 絡

〒107-0052

東京都港区赤坂四丁目 7 番 15 号

陽栄光和ビル 5 階 光和総合法律事務所

花柳寛殿代理人

弁護士 錦 戸 景 一 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 1 号

日比谷マリビル 5 階日比谷パーク法律事務所

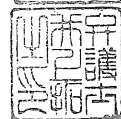
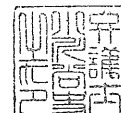
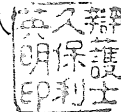
電話 03-5532-8888 FAX 03-5532-8800

花柳貴彦こと青山貴彦代理人

弁護士 久保利 英 明

同 小 川 尚 史

同 井 上 拓



前略

## 1. 花柳創右氏への家元継承及び「花柳壽應」襲名の取り止めと話し合いの場の設定を求めます

花柳寛殿は、6月4日に花柳創右氏に対して五世家元を継承させるとともに、自らは「花柳壽應」を襲名することを予定しているとのことですが、訴訟に証拠提出された客観的資料からも明らかであり、花柳寛殿は花柳貴彦に家元を継承させるまでの暫定的な家元として活動を開始したにすぎず、自らの孫に家元を継承させることは許されるはずがありません。また、「花柳壽應」というお名前は二世家元限りの止め名であり、お流儀にとっても大事なお名前ですから、花柳寛殿が名乗ることは許されるものではありません。多数のお流儀の方々も、花柳創右氏への家元継承及び「花柳壽應」の襲名には強く反対しており、お流儀の将来に大きな不安を抱いています。

このような状況を踏まえ、花柳貴彦は、花柳寛殿に対して、花柳流の将来に関する話し合いを行うことを求めるとともに、6月に予定されている花柳創右氏への家元継承及び「花柳壽應」の襲名を取り止めることを求めます。

## 2. 東京地裁の判断により花柳寛殿の家元としての資質が問われる中で家元継承を強行することは不当です

平成28年5月25日、東京地方裁判所（岩井伸晃裁判長）は、花柳寛殿が花柳貴彦に行った除名処分は社会通念上著しく妥当性を欠いており無効であると判断しました。

さらに、同判決は、「被告花柳寛が花柳流における自らの四世家元としての地位の基盤を固め、自らの孫への五世家元の承継を図るに当たり、三世家元から後継者の候補と目されていた原告青山貴彦を花柳流及び被告花柳会から排除する意図があったことをうかがわせる」、「自らの四世家元としての地位及び自らの孫への家元の承継につき異議を唱えることが想定される存在であった原告青山貴彦を花柳流から排除することが花柳流の内部秩序を維持するために必要であるという意図が介在したものと推認される」と述べていますが（同判決75頁）、これは、花柳寛殿が自らに不都合な存在である花柳貴彦を花柳流から排除することを主たる目的としてこじつけの理由により除名処分を行ったものであるとの当方の主張を是認したものです。

仮にも花柳流の家元として活動する者が、自らの孫への家元承継という個人的な思惑のために家元に認められた名取への処分権限を濫用したとすれば、お流儀の私物化と評価せざるを得ず、家元としての資質に関わる重大な問題です。

お流儀内外の方々がそれらの重大な事実及び問題を認識し、花柳寛殿の家元としての資質に関して議論がなされることが必要不可欠であるにもかかわらず、それを待たずに花柳流名取の声に一切耳を傾けることなく家元継承や「壽應」襲名を強行することはあまりに不当であり、花柳寛殿の家元としての資質に疑義が呈される前に既成事実を作り上げようとしているものと推測せざるを得ません。

## 3. 控訴はお流儀のためになりません

花柳寛殿が報道関係者に送付したコメントには「控訴提起をする予定」とありますが、控訴審においてさらに審理を継続することになれば、お流儀に更なる混乱をもたらすことは避けられず、お流儀に利益はありません。実際にお流儀の多くの方々には花柳貴彦に対する除名処分に反対の立場であり、控訴して花柳貴彦の除名に拘ることは何らお流儀の利益にならないことが明らかです。お流儀のためを考え、本件に関して控訴しないことを求めます。

草々